



# 特別支援教育ほっと通信

平成30年3月  
西部教育局

【参照】 特別支援教育 2017 春 No.65  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課一編集

各教科等における障害に応じた指導上の工夫について (平成28年12月21日 中央教育審議会答申より)

中学校及び高等学校も同様です。  
幼稚園については、幼児期の特性に応じた  
困難さの例が示してあります。

## 現行

### これまでの示し方

#### 小学校学習指導要領 総則

個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

■ **障害別**の配慮の例を示す。(小学校学習指導要領解説総則編)

**弱視**：体育科におけるボール運動の指導、理科等における観察・実験の指導

**難聴や言語障害**：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導

**肢体不自由**：体育科における実技の指導、家庭科における実習

**LD(学習障害)**：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導

**ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症**：話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など

## 新

### 改善の方向性

#### 小学校学習指導要領 総則・各教科等

■ 総則に加え、**全ての教科等別**に示す。

□ 学びの過程で考えられる**困難さ**ごとに示す。

(小学校学習指導要領解説国語編など)

【**困難さの例**】 ※教科等の特性に応じて例示

#### <情報入力>

- ・見えにくい
- ・聞こえにくい
- ・触れられない など

#### <情報のイメージ化>

- ・体験が不足
- ・語彙が少ない など

#### <情報統合>

- ・色(・形・大きさ)が区別できない
- ・聞いたことを記憶できない
- ・位置、時間を把握できない など

#### <表出・表現>

- ・話すこと、書くことが困難
- ・表情や動作が困難 など

#### <情報処理>

- ・短期記憶ができない
- ・継次処理ができない
- ・注意をコントロールできない など

『一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行うためのポイント』

① 学びの過程で考えられる【**困難さの状態**】を教師が把握すること！

② 困難さに対する【**指導上の工夫の意図**】を教師がもつこと！

③ 具体的な指導や配慮などの【**手立て**】を講じること！

①空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、②空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、③立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取り図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。(算数科・数学科解説より)